

◆無免許運転を防止するために◆

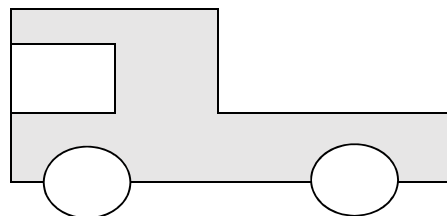
保有している免許では運転できない車両を運転し、無免許運転として取締りを受ける方が散見されます。

(例) 準中型免許で中型車両を運転

準中型免許で運転できる車両は、車両総重量 7.5 t 未満 最大積載量 4.5 t 未満 乗車定員10人以下であるが、運転していた車両の車両総重量が7.5 t を超えていた。

準中型免許

車両総重量 7.5t未満
最大積載量 4.5t未満
乗車定員 10人以下



車両総重量が上限を超えているため、運転は不可！！

車両総重量	7,525キログラム
最大積載量	4.450キログラム
乗車定員	3人

特に貨物車については運転可能か否かは一見して判断できないことから、車載されている自動車検査証を確認することが重要です。

下記要領に従って確認を行い、無免許運転とならないように留意してください。

- ① 車載されている自動車検査証の、車両総重量、最大積載量、乗車定員を確認。
- ② 保有している運転免許と条件を確認
 - ※ **8 t 限定中型免許や5 t 限定準中型免許の免許条件は、車両総重量についてのものであり、最大積載量や乗車定員については別途条件があります。**
- ③ 免許区分ごとの運転可能な車種であるか確認
 - ※ **運転可能な車種の判断は、車両総重量、最大積載量、乗車定員の3点です。いずれか1点でも上限を超えていれば、運転はできません。**

免許区分	運転可能車種		
	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許	11 t 以上	6.5 t 以上	30人以上
中型免許	11 t 未満	6.5 t 未満	11人以上29人以下
8 t 限定中型免許	8 t 未満	5 t 未満	10人以下
準中型免許 (平成29年3月12日以降に取得した準中型免許)	7.5 t 未満	4.5 t 未満	
5 t 限定準中型免許 (平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許)	5 t 未満	3 t 未満	
普通免許 (平成29年3月12日以降に取得した普通免許)	3.5 t 未満	2 t 未満	